

新宿区教育委員会会議録

平成十七年第三回定例会

平成十七年三月四日
新宿区役所六階第四委員会室

《 議 事 日 程 》

議 案

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 一 | 議案第十五号 | 新宿区立学校において使用する教科用図書採択に関する要綱の一部改正 |
| 日程第 二 | 議案第十六号 | 新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する107条図書採択に関する要綱の一部改正 |
| 日程第 三 | 議案第十七号 | 教育財産の用途変更について |
| 日程第 四 | 議案第十八号 | 指定校変更申請の不許可処分に係る異議申立てに対する決定について |

報 告

- 一 幼児・児童・生徒の安全確保及び学校安全管理の強化について
- 二 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について
- 三 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等について
- 四 平成十八年度新宿区立中学校教科用図書採択に関する細目について
- 五 平成十七年度学校選抜制度の状況について
- 六 平成十七年度学校緑化推進対象校の選定について
- 七 四谷地区三小学校統合協議会について
- 八 第五次・学校適正配置計画の進捗状況について

協 議

- 一 「児童生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」について

開 会 午後二時〇一分開会

木島委員長

それでは、ただいまから平成十七年度新宿区教育委員会第三回定例会を開会いたします。
本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。
本日の会議録の署名者は、内藤委員にお願いいたします。

議 案

議案第十五号 新宿区立学校において使用する教科用図書採択に関する要綱の一部改正

議案第十六号 新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する百七条図書採択に関する要綱の一部改正

木島委員長

それでは、議事に入ります。

「日程第一 議案第十五号 新宿区立学校において使用する教科用図書選択に関する要綱の一部改正」及び「日程第二 議案第十六号 新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する百七条図書採択に関する要綱の一部改正」については、関連する要綱の規定の整備をするという案件ですので、一括して議題としたいと思いますのでよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

「日程第一 議案第十五号 新宿区立学校において使用する教科用図書採択に関する要綱の一部改正」及び「日程第二 議案第十六号 新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学校において使用する百七条図書採択に関する要綱の一部改正」を一括して議題といたします。

では、議案の説明を教育政策課長から一括してお願いいたします。

教育政策課長

それでは、「日程第一 議案第十五号 新宿区立学校において使用する教科用図書採択に関する要綱の一部改正」について、最初に御説明いたします。要綱は新旧対照表を御用意しておりますので、それで御説明したいと思います。

左が改正案でございます。右が現行。現行で、「教科用図書」というふうになっているところを「教科用図書（文部科学省検定済教科書）」というのが表題でございます。

第一条のところ、右側の現行でございますが、「教科用図書（学校教育法第百七条に規定する教科用図書を除く）」というふうになっておりますけれども、これを「教科用図書（学校教育法第二十一条第一項に規定する文部科学大臣の検定を経た教科用図書をい

う)」というふうに改めるものでございます。

なお、教科用図書でございますけれども、この定義について、学校教育法の規定にのっとして要綱に定めるとというのが今回の主な趣旨でございます。この教科用図書につきましては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書、それから文部科学省が著作の名義を有する、著作権を有する教科用図書、それから百七条の規定による適切な教科用図書ということで、三種類ございます。それを前提にお話しさせていただきます。

第五条でございます。ここにつきましても審議委員会の役割でございます。この審議委員会につきましては下部組織として「調査委員会を設置する」ものでございますが、ここに「教科用図書調査委員会を設置する」というふうに改めるものでございます。五項でございますが、委員の任期でございます。これまで「八月十五日」としていたものを、「八月三十一日」までとするものでございます。これは、採択結果の報告につきましては、東京都教育委員会へ八月三十一日までに報告するということになっておりますので、その時期に合わせたものでございます。

それから、六条の四「準用」でございます。これは現行の第六条の四、委員の任期及び調査委員会の運営につきまして一本化したしまして、「委員の任期並びに調査委員会の運営及び庶務については、第五条第五項から第七項までの規定を準用する」というものでございます。それにしたがいまして、現行の五項につきましては削除というものでございます。

次のページをおあけいただきたいと思っております。この第八条につきましては、百七条図書の規定というものでございまして、ここに書かれておりでございます。二項につきまして、「百七条図書の採択に関する必要な事項は教育委員会が別に定める」ということで、これにつきましても現行で要綱が別に定められております。これにつきましては削除という形になっております。それから、委任でございます。これは、現行第九条に定められているものを、第八条ということで条数の移動ということでございます。それから、附則でございます。「(平成十七年三月四日教育委員会決定)この要綱は平成十七年四月一日から施行する」というものでございます。

提案理由といたしましては、文部科学省著作教科書の採択に関して、規定を明確化する必要があるため、また、審議委員等の任期を変更することに伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

続きまして、「日程第二 議案第十六号 新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び

中学校の心身障害学級において使用する百七条図書採択に関する要綱の一部改正」について御説明いたします。これにつきましても、新旧対照表を用意しておりますので、これにより御説明いたします。

現行が右側でございます。現行で「百七条図書」というところを、改正案では「教科用図書（文部科学省著作教科書及び百七条図書）」とするものでございます。これが要綱の表題でございます。

第一条につきましても同様に、「百七条の規定により規定する教科用図書」というところを、「文部科学省が著作の名義を有する教科書及び学校教育法第七十条の規定により同法第二十一条第一項に規定する教科用図書」以外の教科用図書を百七条図書というふうに定めるものでございます。

第二条につきましては、それぞれ現行の百七条図書を「文部科学省著作教科書及び百七条図書」というふうに改正するものでございます。

同様に、第四条の上の括弧書きでございますが、これも「採択」というところを「百七条図書の採択」というふうに文言整理したものでございます。

次のページをおあけいただきたいと思っております。第五条でございます。これにつきましても、教科用図書について先ほど言いましたように、「文部科学省著作教科書及び百七条図書」とするものでございます。それから、審議委員会につきましても同様に、「文部科学省著作教科書及び百七条図書」審議委員会とするものでございます。

それから、第六条の審議委員会の役割の中につきましても、同様の改正を行うものでございます。ここの（三）でございますが、ここにつきましても、審議委員会の役割、「調査委員会に対し調査及び資料作成を依頼する」というふうに同様の改正でございます。それから、「東京都教育委員会が作成した『百七条図書調査研究資料』」というふうに改正するものでございます。（四）についても、「調査委員会並びに養護学校及び小中学校の」というふうに文言整理したものでございます。

次のページをおあけいただきたいと思っております。五の委員の任期でございます。これは先ほどのと同様で、「八月十五日」というものを「八月三十一日」とするものでございます。理由は先ほどと同様でございます。それから、調査委員会の役割というところで、ここも三のところ「準用」というようなことがございました。これも先ほどと同様の「委員の任期並びに調査委員会の運営及び庶務については、第六条第五項から第七項までの規定を準用する」というものでございまして、右側の現行の四、調査委員会の運営については削

除するものでございます。

第八条につきましても、百七条図書について同様の改正をするものでございます。

それから、次のページをお願いいたします。ここで附則でございます。ここにつきましても、「この要綱は平成十七年四月一日から施行する」というものでございます。

提案理由でございますが、文部科学省著作教科書の採択に関して規定を明確化する必要があるため、また審議委員等の任期を変更することに伴い規定を整備する必要があるためでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。議案第十五号及び議案第十六号を一括して御意見、御質問をどうぞ。櫻井委員、どうぞ。

櫻井委員

余りよくわかってないので申しわけありません。議案第十五号の第八条の削除という理由をもう一度教えてください。

教育政策課長

実は、現行のこれは新宿区立学校で使用する教科用図書でございます。現行におきまして、この中に「養護学校及び心身障害学級における教科用図書云々」ということでございまして、これは百七条図書のことを決めて使用することができるというふうに一項となっております。それから、二項におきましては、「採択に関する必要な事項は教育委員会が別に定める」となっておりますが、これは現行におきましてもこの百七条図書の採択に関する必要な事項につきましては、議案第十六号の方の現行の要綱に書かれているということでございまして、今回文言整理をした中で、ここは必要ないということで削除をさせていただきました。

内藤委員

でも、どうなのでしょう。条例の作成、事務局で手抜かりはないと思いますが、削除された八条の二項と元の第八条の二項と第九条とは性質が違うと思うのですが、八条は削除して、九条をそのまま八条に移行するというのでいいのでしょうか。

具体的に言うと、百七条図書の採択に関するこれ以外の必要な事項は教育委員会が別に定める。第九条は教育長が別に定める。定める当事者が違うのだけれども、この八条二項というのは削除のままでいいのでしょうか。

教育指導課長

そのことについてでございますが、百七条文言については、要綱の一枚目の改正案のところをもう一度ごらんいただきたいのですが、括弧づきで「文部科学省検定済教科書」という形でここに明確化したために、第八条のこの項目が必要なくなったということでございます。

内藤委員

百七条の別建てになったということですね。つまり、百七条検定済教科書、この教科用図

書採択に関する要綱というのは、検定を経た教科用図書についてのみを定めた要綱であると、そういうことですね。

教育政策課長

これにつきましては、二項の百七条図書については、「教育委員会が別に定める」というふうにありますけれども、これについても十六号議案の方の現行の要綱がそれに当たるわけでございます。今回、先ほど指導課長が申しましたように、「教科用図書」というふうな現行の要綱ではここまで書き込む必要がありましたけれども、今回、この要綱につきましては、「文部科学省検定済教科書」と限定したものですので、ここは必要ないというか不要だというふうなことでございます。

これにつきましては、「教育委員会が別に定める」ということでもともと養護学校及び心障学級において使用する百七条図書の要綱については定められていたものを、また今回、再度文言整理で改正されているというようなことでございます。

それから、第九条を第八条に移入したものは、これは条数の繰り上げでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

木島委員長

よろしいですか。何か。

内藤委員

実体は変わらない、もともと検定済教科書を対象に採択をやるわけですから実態は変わらないということだと思いますけれども。

木島委員長

ほかに御意見は。ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第十五号、新宿区立学校において使用する教科用図書採択に関する要綱の一部改正」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長

議案第十五号は原案のとおり決定いたしました。

次に、「議案第十六号、新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する百七条図書採択に関する要綱の一部改正」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

議案第十六号は原案のとおり決定

議案

議案第十七号 教育財産の用途変更について

木島委員長

次に、「日程第三 議案第十七号 教育財産の用途変更について」を議題といたします。

教育政策課長

では、議案第十七号の説明を教育政策課長からお願いいたします。

それでは、「日程第三 議案第十七号 教育財産の用途変更について」御説明いたします。

議案の一枚お開きいただきますと「教育財産の用途変更」というものがございます。用途変更理由でございますが、新宿区立戸塚第一中学校及び大久保中学校が、平成十七年三月三十一日付で廃止いたします。それに伴いますそれぞれ中学校施設の用途変更を行うものでございます。

物件の表示でございますが、（一）新宿区立戸塚第一中学校。所在地、新宿区戸山三 - 二十 - 二。（二）名称が新宿区立大久保中学校。所在地が新宿区新宿六 - 十五 - 二十二でございます。

用途変更の内容でございますが、学校施設から旧学校施設に用途変更するものでございます。

三、用途変更後の名称でございますが、（一）が旧戸塚第一中学校。（二）が旧大久保中学校でございます。

用途変更年月日は平成十七年四月一日でございます。なお、今後両校の校地、旧戸塚第一中学校、旧大久保中学校の校地にそれぞれ西早稲田中学校、新宿中学校を建設する予定でございます。

提案理由でございますが、新宿区立学校設置条例の一部を改正する条例が制定され、新宿区立戸塚第一中学校及び新宿区立大久保中学校の廃止に伴い、用途を変更する必要があるためでございます。よろしく御審議お願いいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問をどうぞ。

これは、合併に伴ってその旧跡地を新校舎にするということですね。

どうぞ。

内藤委員

この際だから伺っておきますが、新しい校舎が完成して、新しい校舎に移るのはいつの予定でしたか。

教育環境
整備課長

新校舎の完成が平成二十年三月を予定しておりますので、二十年の四月から新校舎へ移る予定でございます。

内藤委員

そうすると、今度の新生は入れないわけですね。ちょうど三年かかるわけだから。

木島委員長

ほかに御意見、御質問。ほかに御意見、御質問がなければ、「議案第十七号、教育財産の用途変更について」を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 議案第十七号は原案のとおり決定いたしました。

議案

議案第十八号 指定校変更申請の不許可処分に係る異議申立てに対する決定について

木島委員長 次に、「日程第四 議案第十八号 指定校変更申請の不許可処分に係る異議申立てに対する決定について」を議題といたします。

どうぞ。

教育長 「日程第四 議案第十八号 指定校変更申請の不許可処分に係る異議申立てについて」は、個人情報保護及び訴訟に係る事務に関する案件であり、教育委員会の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるので、非公開による審議をお願いしたいと思います。

木島委員長 ただいま、教育長から非公開による会議の発議がございました。「日程第四 議案第十八号 指定校変更申請の不許可処分に係る異議申し立てに対する決定について」を非公開により報告を受けることにご異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

木島委員長 それでは、「日程第四 議案第十八号 指定校変更申請の不許可処分に係る異議申し立てに対する決定について」を非公開により審議いたします。

「非公開による議決があったため、別に議事録を調整する」

〔木島委員長、秘密会の閉会宣言後〕

木島委員長 以上で本日の議事は終了いたしました。

報告事項

報告一 幼児・児童・生徒の安全確保及び学校安全管理の強化について

報告二 新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理をした件について

報告三 次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等について

報告四 平成十八年度新宿区立中学校教科用図書採択に関する細目について

報告五 平成十七年度学校選択制度の状況について

報告六 平成十七年度学校緑化推進対象校の選定について

報告七 四谷地区三小学校統合協議会について

報告八 第五次・学校適正配置計画の進捗状況について

木島委員長

次に、事務局からの報告を受けます。報告一から報告八までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

それでは、私の方から一、二、三について御報告いたします。

最初に、幼児・児童・生徒の安全確保及び学校安全管理の強化についてでございます。

これについては報告の資料がございます。まず、最初に「学校安全管理強化月間」というものを定めているんな取り組みをしているというものでございます。これにつきましては、二月十四日に寝屋川市で教職員三名が殺傷されるという事件が発生いたしました。学校の安全管理につきましては日々取り組んでいるわけでございますけれども、こうした事件を受けて、さらに安全管理を強化するというところで、翌日の二月十五日から三学期の終了する三月二十五日までにつきましては、「学校安全管理強化月間」と定めて、次のような取り組みを行っているものでございます。

なお、二月十五日につきましては、臨時校長会を開きまして、こうした取り組みをするということでお話しをしております。

一つ目が、学校での取組みでございます。これは各学校において危機管理体制、それは危機管理マニュアル等を作成しておりますので、それを点検していただくと。それから、それに基づく職員体制についても点検してもらおう。二番目は、施設の安全管理について点検していただく。三番目といたしまして、校門施錠を再度徹底するということと、来校者についてチェックをしていく。受付体制を確実にしていくと。それから、学校職員によりまして学校内外の巡回をしていただくと。それから、これ以降でございますけれども、子供たちに対しても安全教育の充実と、それから不審者侵入に対する防犯訓練をこれから実施していくというものでございます。それから、地域ぐるみの安全確保の取り組みも行っていくというものでございます。

それから、この期間におきまして、さらに受付体制、特に子供たちの登校時におきます校門等の管理につきまして、さらに強化していくということで、三月三日から三月二十五日までにつきましては、登校時間帯にシルバー人材センターに委託いたしまして、学校施設管理員を配置しているところでございます。学校施設管理員といいますのは、本来、夕方以降の学校開放のときに受付等をやっていたかどうかというような事業がございますので、その方たちに朝もお願いするというものでございます。

次に、地域への要請でございます。こういった安全に対する取り組みにつきましては、

地域ぐるみでやっていかなければいけないということで、特別出張所等を通じまして、通学時間帯についてパトロール、または子供への声かけをふだん以上にやっていただきたいというものでございます。

警察への要請でございます。区内四警察署に対しまして、区役所の危機管理室を通じて、学校周辺や管内のパトロールを強化するように要請いたしました。この要請に伴いまして、学校への立ち寄りといえますか、パトロールを実際に行っているところでございます。

次に、防犯用品の配備でございます。こういった強化月間を導入するに当たりまして、侵入者による被害を最小限に食い止めるといって実効性の高い対策として、先ほど言いました臨時校長会等で御意見を伺う中で、すぐできることとしてまず防犯用品を整備するというものでございまして、今年度中、三月二十数日のところまでにはこうしたものを配備するというものでございます。一つが防犯用の催涙スプレーの配備でございます。これはついでですから今持ってきました。こういうスプレーでシュッとやります。それからもう一つが特殊警棒を配備するというものでございます。この特殊警棒につきましては三百本ということで各幼・小・中に何本かずつ配備するというものでございます。これはかなり重みがあって、これは武器ではないのですが、かなり攻撃をするものですので、この使い方につきましては警察署の方に扱い方をまず聞きまして、それを取りあえず各学校にやって、今年度からまた来年に入りましてからもこの研修をやっていくというふうに警察署の方にもお願いするというものでございます。

こういった、すぐ取り組めることをやっていくのでございますが、四月、来年度以降につきましても、順次施設・設備、それから人的体制について取り組んでいきたいというふうに思います。まずはこの強化月間の中においてやっていくというものでございまして、今後学校の状況を見ながら取り組んでいくというものでございます。

報告一は以上でございます。

次に、報告二でございます。新宿区教育委員会の権限に属する事務について新宿区教育委員会教育長が臨時代理した件についてでございます。

これにつきましては、前回の教育委員会で指示がありましたけれども、それは新宿区議会からの意見聴取がでございます。これは、実は、人事厚生事務組合の事務所が移転することによって、それに伴いまして、特別区の人事厚生事務組合の規約の一部を変更するものがでございます。それにつきまして新宿区議会からの意見聴取がでございます。日程の制約から、あらかじめ教育長に臨時代理の指示を二月四日の定例の場で受けたものでございます。

なお、二月十八日付で区議会議長からの意見聴取がございました。三枚目に資料がついております。二月十八日、区議会議長から意見聴取がございました。続きまして、その前に戻りまして、二月二十二日付で回答いたしましたので報告するものでございます。

内容につきましては、特別区人事及び厚生事務組合理約の一部を変更する規約でございまして、その内容は、人事厚生事務組合の事務所の位置を変更するものでございまして、千代田区九段北から千代田区飯田橋三丁目五番一号に改めるものでございます。施行日は平成十七年六月一日というもので、臨時代理の指示を受けた内容と同様のもので、今回、回答したというものでございます。

報告二については以上でございます。

次に、報告三でございます。次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定等についてでございます。これにつきましては、報告三の資料に基づいて御報告させていただきます。

まず、次世代育成支援対策推進法でございますが、これは平成十五年七月十六日に制定されたものでございます。ただ、施行につきましては順次施行しているというものでございます。

その目的といたしましては、急速な少子化が進行しております。それから、家庭及び地域を取り巻く環境がかなり変化しておりますので、それに対しまして次世代育成支援をすする対策に関しまして基本理念を定めた。また、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにしたというもので、その中で、行動計画を策定するというようなことが定められているものでございます。こうしたことで次世代育成支援対策を推進する中で、次の社会を担う子供が健やかに生まれかつ育成される社会の形成をすることを目的とするといった法律でございます。

それでは、資料に基づきまして御報告いたします。

次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画についてでございます。特定事業主行動計画の概要でございますが、これは推進法の第十九条に定められているものでございまして、国が定める行動計画策定の指針がございまして、それに即しまして、特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画を策定するというものでございます。特定事業主につきましては、計画を作成したときは公表していかなければならない。これは三番でございます。四番が、特定事業主は特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、目標を達成するように努めなければならないと定めているものでございます。

なお、特定事業主につきましては、これは地方公共団体等でございます、これは任命権者が特定事業主になるものでございます。区で言いますと、新宿区長、それから新宿区議会議長、選挙管理委員会、監査では代表監査委員、それと新宿区教育委員会がそれぞれ特定事業主というものでございます。

もとに戻りまして、二番でございますが、策定の望ましいプロセスというもので、まず現状を把握する。それから、職員がどのような要望を持っているのか。特に子育て期にあるもの、子育てすることが見込まれる者等がどのような要望を持っているかといった点を把握した上で行動計画を策定するというものでございます。

次のページをおあけいただきたいと思えます。一番、推進対策の整備でございますが、行動計画を策定するに当たりまして、人事担当者等によって策定実施委員会を設置するというものでございます。新宿区におきましては、策定検討委員会というものを組織してこの策定に当たったものでございます。

二番目、職員の意見の反映のための措置、職員に対するアンケート調査、または職員からの意見聴取等を実施するというものでございます。アンケート調査につきましては、昨年八月から九月にかけて、職員の対象者六百名、回答者が四百八十八でございますが、それについてアンケート調査を行ったものでございます。

それから三番、計画の公表。これにつきましては、広報紙、ホームページ等で掲載していくというものでございます。掲載の周知につきましても、啓発資料を作成したり研修会を実施するというもの。

五番目、計画の実施状況を点検すると。計画を策定しっ放しではなくて、年度ごとに達成状況を把握点検して、その結果を職員に周知し、またその把握した結果を踏まえて次の行動計画の内容に反映させるというものでございます。後ほどお話しいたしますけれども、この行動計画は五年単位でございます。

六番、計画の策定のスケジュールでございます。これは新宿区のスケジュールになっております。昨年の七月に行動計画策定実施委員会を設置し、それから八月にアンケート調査を実施し、それから二月には間に合わなくて、三月に入りまして行動計画を策定するという段取りになっております。

なお、この行動計画策定等検討委員会につきましては、昨年の八月四日、それからそれ以降それぞれ関係者で話し合いまして、この検討委員会につきましては、ことしに入りまして二月二十三、三月二日というふうにご検討して、今回の案が出されたものでございます。

次のページをおあけいただきたいと思います。ここに、 に国が定める行動計画策定指針がございます。この策定指針に基づきまして策定していくというものでございます。この策定指針に基づきまして策定していくものというものでございます。これの内容に基づきまして、行動計画の（案）を策定いたしましたので、ここは省略させていただきたいと思います。

次に、しばらくページをめくっていただきまして、平成十七年三月十六日付の新宿区特定事業主行動計画の概要というものがございまして、ごらんいただきたいと思います。

概要でございます。一番目が、特定事業主行動計画の策定というものでございまして、先ほど御説明いたしましたように、推進法第十九条に基づいて新宿区が特定事業主として「子育ては男女が協力して行うべき」という視点から職員のための仕事と子育ての両立支援プランを職員を対象に策定したというものでございます。ここで新宿区と書いてございますが、この中に先ほど言いました新宿区長、教育委員会を含めて特定事業主として入っているものでございまして、連名でこの計画を策定するというものでございます。

次に、 、特定事業主行動計画の内容でございます。計画期間は十七年四月一日から二十二年三月三十一日までの五年間。プランの推進体制につきましては、庁内に特定事業主行動計画策定等検討委員会を設置します。それから、研修・講習を実施していくと。それから、相談・情報提供を行う窓口も設置していくといった推進体制を組むという内容でございます。

具体的な取り組みでございますが、職員の勤務環境に関することでございます。一つは妊娠中及び出産後における配慮、それから子供の出生時における父親の休暇取得の促進でございます。これにつきましては のところで出産支援休暇と年次休暇を合算して五日間程度取得できるよう、職場の中で必要な応援体制を実施するというふうに、数値目標を示しているものでございます。三番目が、育児休業等を取得しやすい環境の整備等ということでございます。

次のページをおあけいただきたいと思います。 からでございますけれども、 、ここに小学校就学始期に達するまでの子供がいる職員のために、保育園送迎時間を確保するというようなところまでございます。

こういった から のような取り組みを通じまして、育児休業等の取得率を数値目標として掲げ、平成二十一年度までに男性は三十％、これは育児休業または部分休業というものでございます。平成十五年につきましては六％でございまして、たしか三十人ぐらいの

資格者がいて六％ですから二人ぐらいが取得したというふうに聞き及んでおります。それから、次に男性の、先ほどの育児休業以外の出産支援休暇等の育児支援といったような休暇につきましては、百％とるようにということで、平成十五年につきましては七十％は取得しているというものでございます。

なお、女性の育児休業または部分休業の取得率は、平成十五年現在、百％でありますので、このまま現行を維持していくというものでございます。

四番でございます。超過勤務の縮減でございます。この、管理職は職員に対し、一年につき超過勤務時間数三百六十時間を超えないように適切な事務配分に努めるというものでございます。は、毎週水曜日に行われている定時退庁日の徹底を図ると。それから、ここでは特に2行目で、管理職の定時退庁の率先垂範を行なうというものでございます。

五番、年次休暇の取得促進でございます。これにつきましても数値目標がございますので、次のページをおあけいただきたいと思っております。さまざまな取り組みを通じまして、年次休暇は少なくとも年間十日以上取得するように努めると。現在の平均取得率は、平成十五年では七十七％、十五・四日ですけれども、平成二十一年八十五％、十七日。もちろん年次休暇、有給休暇につきましては、一年で二十日というものでございます。

六番が、子の看護休暇の取得の促進。七番が、職場優先の環境や固定的な性別役割分担思想の是正のための取り組み。

次に、四角く困ってあるところで、その他の次世代育成支援対策に関する事項といたしまして、子育てバリアフリーというものがございます。これは来庁者、施設利用者等の実情を見まして、乳幼児と一緒に利用できるトイレとかベビーカー等の設置を検討するというようなものでございます。

それから、子ども・子育てに関する地域貢献活動。これは地域においても子育て活動に貢献していこうというものでございます。

この案につきましては、一番表のところに連名で新宿区長等々というふうに書いてございます。

御報告は以上でございます。

教育指導課長

続きまして、報告四、平成十八年度新宿区立中学校教科用図書（文部科学省検定済教科書）採択に関する細目について御説明をさせていただきます。

先ほど、議案第十五号で第八条の部分で、「別に教育長が定める」としたところのことが、ただいま御説明することでございます。資料がホッチキスどめのものと、それから教

科用図書採択日程という表になっているものがあると思います。それから、あわせて事務日程というもの、三種類あると思いますので、それをお出しただいてお聞きいただいた方がわかりやすいかと存じます。特に、表になって青く印刷されている二色刷りのものは、矢印が付されて表になっている採択日程をわかりやすく示したものですので、これから申し上げます採択日程の矢印の表にあわせて随時見ていただくとわかりよかろうと存じます。

では、申し上げます。「この細目は、新宿区立学校において使用する教科用図書採択要綱第八条の規定に基づき、新宿区教育委員会が新宿区立中学校の教科用図書の採択に当たって教科用図書の調査研究に関し必要な事項を定めるものとする」ということでございます。

まず、第一に、教科用図書審議委員会についてでございますが、表の中では真ん中あたりになりますけれども、審議委員会を組織いたします。主なメンバーは、中学校の校長及び教員から、それから教育委員会の指導主事、その他学校教育に専門的知識を有する職員から、あわせて教育に関し学識経験等を有する者、これが審議委員会でございます。

次に、教科用図書調査委員会を組織いたします。これは、各教科別に、小学校のときもそうでしたけれども、種目別という言葉を使いますけれども、国語とか数学とか、例えば国語の中には書写も入ってまいります。社会科であれば地理的な分野、歴史的な分野、公的な分野となります。そういうことで、教科調査委員会を、基本的には校長一名と教員五名であります。今申し上げましたような、教科によっては若干増がございます。教科調査委員会でございます。

その教科調査委員会は総括委員長を選出して、各教科調査委員会からの調査資料をまとめ、すべての教科用図書について審議委員会に報告するということとなります。

それから、もう一つ、調査資料の作成ということでございます。各教科調査委員会はすべての教科用図書の調査研究にあたり、種目ごとに調査資料を作成して、総括委員長に報告するということでございます。それから、あわせて、少し飛びますが、第三のところ、各中学校での調査研究ということで、後の方に資料の三枚目、「中学校調査報告書種目国語」という用紙がございますが、いわゆる種目すべてについて、学校ごとに報告書を作成してもらいます。すべての種目が整いまして、表紙をつけて出されてきます。これは見本として国語でございます。

簡単に申し上げます、各学校で報告書をつくってもらい、その報告書は一番目に申し上げます教科用図書の審議委員会に送られてまいります。そして、審議委員会はもう一つ、

教科用の図書別の調査委員会の報告も受けてまいります。そして、その結果が教育委員会に送られてくるということでございます。

矢印のついている表をごらんいただきたいわけですが、そのように教育委員会は太い括弧でくくってございます。三月初旬、本日三月四日、今、細目についてお話しをさせていただいているわけですが、ここに該当するわけですが、そして、今申し上げました審議委員会、調査委員会、学校調査というのはここに当たるわけでございます。あわせて、教科書展示が、特別展示と法定展示とが六月八日から始まってくると。そして、百七条関係については、大体去年と動きは同じでございますけれども、あわせて六月あたりには審議委員会、調査委員会という形で同様に動いてくると。太書きの四角の中を見ていただきたいのですが、この教育委員会の動きといたしましては、五月六日の予定ですが、ここにあるような形で動いてまいります。

さらに細かい内容、事務日程を確認していただくということで、教科用図書採択事務日程（案）のこちらの方と照らし合わせていただければ、内容がわかりやすいのではないかと存じます。

以上でございます。

学校運営課長

それでは、報告の五でございます。平成十七年度学校選択制度の状況ということで、二種類の資料を用意させていただいております。

まず、一点目は、十七年度の区立中学校の学校選択による補欠の繰り上げの状況ということでございます。

牛込三中につきましても、受入可能数を上回ったために、これは抽選という状況になってございます。可能数が百二十名。受け入れの上限数が、基準数として百十六。二月二十三日現在ということで、これで基準点をここに設けまして、この段階で九十七名ということで、百十六から九十七を差し引きまして、その差の分を繰り上げの対象にさせていただいております。補欠の登録者は、十一月十七日の現在で四十九名でございましたが、ここに書いてございますように、国立、私立の入学や、辞退、転出等で二十三名の方が抜けておられますので、結果的に二十六名中十九名の方が繰り上げという状況になってございます。

次の表でございますが、この表につきましましては、十七年二月一日現在で集計したものでございますが、十七年度の各小・中学校の児童生徒数の見込数ということで一覧表をつくらせていただいております。

まず、小学校の方でございますけれども、小学校については全体の児童数が八千八人ということで、これは一年前の二月一日現在と比較しますと、百二十五名の増になってございます。また、特徴だった新一年のところに付きましては、先ほどの御議論にもございましたように、この年度、学齢人口がふえてございまして、全体で千三百三十五でございますが、昨年よりも八十七名ふえている状況でございます。学級数でございますが、全体では二百七十五ということで、昨年の二月一日現在よりプラス一の教室数になってございます。

中学校の方でございますが、中学校の方につきましては、全体で二千八百六十二人ということ、これは逆に減少してございまして、昨年と比べると百七十四名の減になってございます。同じような状況は新一年のところで八百七十三ということで、昨年よりも八十名減といった実態で、小学校と中学校はちょうど状況が逆になっている状態がございます。学級数もそれをあわせまして、八十九クラスということで、昨年と比べますと六クラスの減ということでございます。

また、日本語学級については参考で記載させていただいてございますが、二学級、これは昨年と変わりません。児童数が三十四名ということで、五人プラスという実態でございます。また、注釈のところで網掛けで2つ、戸塚第一小学校二年生のところと、西新宿小学校の六年生のところ。これは学級維持制度ということで、一年から二年に上がる時、それから五年から六年に上がるということで学級を維持するという制度の適用を予定しているところが二カ所出ているという実態でございます。

以上でございます。

私の方から、報告の六から八の三つを報告いたします。

まず、六でございますが、平成十七年度学校緑化推進対象校の選定について御報告します。

学校緑化の推進に関しましては、平成十五年度から初めておりまして、十七年度で三年目になるわけでございます。前回の十五年度、十六年度と同様な形で学校緑化推進対象校を選定しているわけでございます。

選定に当たりましては、環境土木部の「みんなでみどり公共施設緑化プラン」、こういう事業でございますので、環境土木部と協議の上で推薦しているわけでございます。その資料にありますとおり、平成十五年度から十九年度までの五年間の事業となっております。経費的には八千三百六十万ほどを予定しております。一校約二百万ほどでございますが、これはその学校の取り組みによって、必ずしも一律の予算ということではござい

せん。実施の主体は、環境土木部の道とみどりの課でございます。緑化に際しましては、特に維持管理等々を含めて、地域の方々、区民との協働ということの一つの柱として進めていくものでございます。

三番目のところにあります、平成十七年度学校緑化対象校でございますが、そこにありますとおり、富久小学校、四谷第三小学校、四谷第四小学校、落合第三小学校、落合第四小学校。六番目の新宿中学校、これは現在東戸山中学校を仮校舎としてこの四月から発足する新宿中学校でございます。西戸山中学校、最後が西早稲田中学校でございますが、現戸山中学校を仮校舎として発足するところでございます。今回の場合はこの八校でございますが、十七年度の学校緑化の対象校とさせていただきます。

選定に当たりましては、各学校からの緑化の提案内容、またその他協働の取り組みですとか、そういうものを総合的に勘案して選定させていただきました。今後は、環境土木部と一緒に現場調査等々を行ないながら、具体的にどのような形で緑化を進めていくかということで詰めてまいります。

一例を紹介いたしますと、富久小学校においては花壇等の整備、また西戸山第二中学校におきましては学校周辺部へのプランターの設置等々でございます。また、資料の裏側に十五年度と十六年度に取り組みました学校名、また緑化の内容が記載されてありますので、参考にしていただければと思います。私なども、現場を見てきましたものでは、余丁町小学校で、十六年度ですが、屋上水田を取り組んでおりましたが、五メートル四方の水田が六カ所ありまして、そこにはその時期になりますとトンボが来たりアメンボが来たり、また土の中にいたらしいタニシなどが出てきたりということで、生徒たちも楽しんでやっているとということでした。

次に、報告七、四谷地区三小学校統合協議会についてでございますが、資料は報告七と銘打ったものが二枚ありますが、あと、青色の『四谷地区三小学校統合協議会だより』十二がございますので、そちらを見ていただければと思います。

去る二月二十二日に、第十二回の統合協議会を開催したわけでございますが、昨年第十一回まで開きまして、さまざましてきたわけですが、十七年に入っては初めてだったので、十二回の協議会を開きまして、もう以前、教育委員会にお示ししたとほぼ同じような基本設計案をさらに確認のためお示しいたしまして、それに基づいて実施設計を今後していくということを確認いたしました。

また、四谷小学校の校歌・校章、これは四谷小学校は十九年四月、十九年度から発足す

るわけでございますので、その発足に向けて校歌・校章の決め方について協議をしたということで、決め方については、校歌については四谷第三小学校、また四谷第一小学校の校長、教頭に加えて音楽専科の教員、また校章につきましては、図工専科の教員を加えて作成委員会を組織して、児童や保護者、地域の方々の御意見を集め、それを参考にしながらつくっていくということで確認をいたしました。

また、統合記念品ということで、統合のときに在校生に記念品を出すのですが、それを旧四谷第一小学校が四谷第三小学校の方に児童が転学したのですが、そのときとほぼ同様のものを考えているということで、その資料は、先ほどの白い方の報告七の方の二ページ目に四谷第一小学校転学記念品ということで、通学帽、体操着、上履き、水泳帽というようなところとほぼ同様のものを考えているということで御了解をいただいたということでございます。

協議会の際に、その他のところで意見が多少ありましたので、主な発言内容ということでそこに記載してありますが、全国初の施設、これは幼保施設との合築ということで全国初の施設なので、手本になるようないい施設をつくってくださいというような御意見とか、昨今の状況を反映して、セキュリティはどんな形をするのですかというような話とか、そういう意見が出ておりました。

報告七については以上でございます。

次に、報告の八でございます。第五次・学校適正配置計画の進捗状況について。項目は非常に大きいのですが、これに関しては前回報告しております。今度できる新中学校、西早稲田中学校と新宿中学校でございますが、二校の校歌・校章、標準服等々の報告を前回しております。その際に、西早稲田中学校の校歌が協議会で再調整ということで決まっていなくて、今回、作詞作曲をやっていただいた井上信平さんに何回も協議会に来ていただいて、協議会の委員の人にピアノを弾いたり詩を発表したりということで、協議会の方と一緒に作り上げて、最後はみんなで拍手になったという歌でございます。

そこに歌詞の表がございまして、作詞作曲は井上信平さんでございまして、戸山中学校のOBの方でございます。現在はジャズの演奏家としてアメリカを中心に活動しているのですが、日本でもジャズフルートの第一人者として活躍をされている方でございます、今回の曲はJポップ調の今までにない校歌をつくりたいということで、一生懸命つくっていただきました。今回も、こんなことを説明していてもおもしろくないので、きのう、まだ録音したてなのですが、新宿中と同じように、戸山中学校の生徒に歌ってもらったも

のを録音してまいりましたので、ここで聞いていただいて報告としたいと思います。

〔戸山中学校校歌テープ演奏〕

木島委員長

説明が終わりました。報告—について、御質疑のある方はどうぞ。

はい、どうぞ。

櫻井委員

本当に変な世の中になって怖いと思うのですけれども、方々で防犯訓練をやっていらっしゃるニュースを見ましたけれども、我が区ではまだ実際にはやっておられないのでしょうか。

教育指導課長

いわゆる不審者対応の安全訓練ということでございますけれども、ほとんどの小中学校ですべてもう実施されているところでありまして、まだ未実施でもありませんが、計画に入っております今年度中にはすべての学校で実施される予定になっております。

櫻井委員

今回の事件も卒業生だったらしいですけれども、卒業生というのは母校に来たいものだと思うのです。そういったときに、これだけガードがかたいとなかなか入りにくいというか、来られないような雰囲気になってしまうような気もしますけれども、そういったことへの対応も何か考えておられるのですか。

教育政策課長

確かに卒業生については、顔パスではありませんけれども、自由に出入りするということはありませんけれども、ただ、卒業生についても教職員が異動していきますと、やはり顔を覚え切れないというか。原則としては、とにかく校門については施錠をしておく。来客者はインターホンで対応するということが原則でございます。

ただ、今回の事件につきましては、下校時のときでしたので、たまたま通用門があいていたというようなケースでございます。そういうときにどういうふうに対応するのかということがございます。また、今回の事件を起こした卒業生の子供につきましては、スニーカーのまま廊下を歩いていたということで、それでわかったということですので、そういったときは完全に不審者というふうにとらえざるを得ない。

ただ、卒業生については、やはり先生に会いに来たいという、そういう気持ちは大事にして、何とか気持ちの上では敷居を高くしないようにしていきたいというふうに思っております。

木島委員長

ほかに。

こういうふうに学校の中での事故が起こると、今度は学校の中の警備に力を入れる。ところが学校から下校の途中で起こると、今度は下校のときの警備について問題が移ってしまうという。それぞれいつもばらばらというような感じになるので、やはり一括してその

辺をきちんとしていかなければいけないのだらうと思うのですが、あるところでは子供たちに下校時に防犯ベルを鳴らす。ところがベルが鳴っても出てこないときには、助けてと言うのではなくて火事だと言えと。火事だと言うと出てくる、というような時代になってしまったということですからけれども。

確かに夜などは、外で助けてくれと言われると、何人が顔を出してくれるかという問題が今の時代はあると思うのです。夜子供が歩くことはないけれども。そうすると、昼間でもやはり火事だと言えればみんなが顔を出すというので、その辺のところもいかがかと思えますけれども。

どうぞ。

教育政策課長

登下校時にまず限定させていただきませうけれども、去年の十二月に通学路の点検をしたというケースがございます。これについては、そういった意味で交通事故の起きやすいところだけではなく、そういう犯罪が起こりやすいところを、やはり子供たちもまた保護者もしっかりと見ていく。また、地域の方々にもそういう危険なところは知らせていくということがございました。そういった取り組みで効果が上がっているのかと思います。それから、地域の中にも、やはり戸塚地域とか西戸山小学校の地域につきましては、そういった防犯等についての重点地域になっておりまして、PTA、それから町会の方々が巡回パトロールをするというケースもございます。そういったところで、地域の方の目もやはり大事かと思えます。

ただ、防犯ブザーは配ったのですけれども、音がどうのという話がありました。これは出張所の方からお願いして、町会の方々にも音を実際に聞いていただいて、こういう音が鳴ったら出てねと。助けに来てねというような形では対応しているところでございます。防犯ブザーも、何件か鳴らしたところでは、近くにいた大人がすぐ駆けつけたというケースもございますので。

学校内外について、一度にできればいいのですけれども、さまざまなやり方がございますので、まず、できるところから一つずつやっていこうというのが今年度から来年度にかけての私たちの課題かというふうに考えております。

木島委員長

ほかに。

なければ、報告二について御質疑のある方はどうぞ。

これは特に前回考えた案だらうと思えますので、特にご質問がなければ、次に報告三について、御質疑のある方はどうぞ。

これは、各事業主ごとにとということになると、ここに書いてある区とかそういうことですけれども、区内のほかのいわゆる企業とか、そういうものについても追々それに沿ったような勧告というか、そういうことは奨励していくわけですか。そういうことはなく、いわゆる区関係だけですか。

教育政策課長

今回の特定事業主については、自治体行政関係ということでございますけれども、当然、一般事業主につきましても同程度の計画は立てている。ただ、行政の職員を含む勤務条件等と、また一般の会社等とは若干違いがございますので、それはまた別建てで国からの指針も示される。また、それに基づいて一般の事業主の方々も行動計画を策定していく、というふうに対策推進法には定められているものでございます。

木島委員長

はい、どうぞ。

櫻井委員

ここで既成事実を云々してもしょうがないのしょうけれども、私も特定事業主というと本当に企業をやっていて、そういう方たちの事業主なのかと思って、行政というのとはびんと来なかったのですけれども、こういう特定事業主という言葉はもともとずっと使っていたわけですか。

教育政策課長

私も、特定事業主という言葉初めて聞いたものでございまして、一般の事業主についてはいろんな法令等には定められていて、私たちも普通に事業主というふうに言葉を使いますけれども。そういった一般事業主とは違った、当然行政については違うものですから、そういう意味では一般と特定という言葉を使ったのかと理解しているところでございます。

櫻井委員

そんなことでこっちがごたごた言っても、直るわけではないのしょうがないですけれども、すごく違和感があります。

内藤委員

これは当然のことなのだけれども、職員への情報公開というのですか、ここにも年次有給休暇の平均取得率などが出ていますけれども、こういうのはやはりみんなが知っているということが、二十日なら二十日で十五年は七十七%だったとか、その次の子供看護休暇の取得の促進なども、やはりみんながとっているのだという情報公開をまずしないと、なかなか広がらないのではないのでしょうか。

教育政策課長

これにつきましては、当然管理職・職員に対する研修・講習等を行いますので、その中で資料として出されるものと思っております。日常的には、例えば年次休暇につきましては取得率が低ければ、まず所属の管理職に注意喚起を行うというようなことがございます。そういったところで順次そういう取得率等は公開していくというような形になるかと思っております。

今、庶務事務システムというものがございますので、確実に職員課等では一覧できるようになっておりますので、そういうような資料を用いまして、何らかの形で職員に知らせていって、年次休暇をとれとか、看護休暇を一回取得するのだというようなことは喚起していけないのではないかと考えております。

熊谷委員

私、不勉強でよくわからないのですが、この次世代育成支援対策推進法というのは所管はどこですか。自治省ですか、どこですか。

教育政策課長

確か厚生労働省だというふうにお聞きしております。

熊谷委員

そうですか。で、時限立法ですか。何年かの時限を切った。後でも結構なのですから、新宿区として、特定事業主として、国の方針で少子化に対応して行政上のいろいろな手立てとか、あるいは職員に対するいろいろな意味での手当てをしていくというのは、これは大変いいことだと思うのですが、私は、こういうのがあったときに、例えば休暇を今まで以上にとったりすれば、本来の業務がそれだけ支障を来すはずですよ。ですから、通常こういうものが出たら、それに対するそれなりの手立てをする予算をつけるとか、推進法というのはそういうのがあるのかどうか。そういうことを含めて教育委員会でも考えないと。

つまり、本来の業務に支障があるようなことでは、何か非常に不合理な気がいたしますので、特に男性職員、女性職員が育児とかあるいは次世代の、子供たちの育成に力を込める、これは非常に重要なことだと思うのですが、かといってそういうことに職員が時間と力をそがれれば、教育委員会本来の仕事に影響が出ると。その辺ももう少しどういう仕組みになっているのかがわかれば。

通常だとそういう場合は、例えば年間十日分余計仕事をしないで済むのだったら、十日分のパートなり何なりの費用がつくとかというのが、大体そういう仕組みなのではないかと思うのですが。

教育政策課長

最初の御質問ですが、この法律につきましては時限立法ということで、十五年七月に一部施行されたわけですが、十七年四月、今回の四月から行動計画等が策定されていくということで、それから十年、二十七年三月三十一日限りで効力を失うということで時限立法となっております。

それから、超過勤務、育児休業等々で、業務に支障がないのかということでございますけれども、ちょっと紋切り型の答弁になってしまいますけれども、当然そういう制度があるということは、そういうふうな職員体制が組めるというふうなものが、多分職員課サイ

ドでは言うのではないかと思っておりますが。育児休業につきましては、当然代替要員の確保というものがございます。それについては「適切な代替要員の確保を図ります」というのがこの計画の中で取り入れられまして、その際には臨時職員、それから任期つきといいますか期限つきの採用をします。それから、労働者派遣制度を利用するというようなことも一部考えておることがございます。

年次休暇につきましては、それなりに職場の中で対応すべきだというふうに、私も管理者ですので、そういうふうに考えているところでございます。

熊谷委員

しつこいようですけれども、バリアフリーに対する手当なども出てくるのですか。それもつまり庁内を改装しなければならないですね。

教育政策課長

今回、子育てバリアフリーということで、ベビーチェア等々で考えておりますけれども、まず、「設置を検討します」とか、それから「必要に応じて行います」ということで、最初いろいろな案で考えたときにはできるだけ設置しようというようなことで私たちも検討したわけですけれども、やはり今、委員のおっしゃるように、実際に現実的に施設を改造するというふうになりますと、どこにするかとかいろんな問題がございますので、やはりもう一度検討しながらやっていこうと。

それから、これは三年たちますと、さらにもう一度見直しをしてやっていこうと。それで五年計画になりますけれども、そのときに再度お金の手当もしてやっていくべきかなというふうには、一委員としてはそういうふうに考えております。

木島委員長

この中に、「子供の突発的な病気の際は」などというのがよくあるのですけれども、小児科医がいつも文句をつけるのは、こういう休暇をとれるのに、予防注射のために休暇をとるといのが一言も載っていないのだと。だから、本来であれば予防注射が100%できるはずなのに予防接種率が悪いのは、そういうことを最初から決めないからだ。そういう意見もあるのですが、その辺もこういうような意見の中には加えておいてほしいと思いますけれども。

はい、どうぞ。

教育政策課長

確かにそうだと思います。私もその件については失念しておりました。もともと衛生部で仕事をしたときは予防接種を担当しておりましたので、思い出せばよかったかなと。委員、おっしゃるとおりですので、次のときにはそういったことで発言していきたいと思っております。

木島委員長

ほかに何か御質問はございますか。どうぞ。

櫻井委員

蛇足というか、同じ子育てバリアフリーというのを設置するのであれば、ぜひ男性用も。このごろは、男性トイレに子供を連れて入っても大丈夫なようなのがあるのが本来だそうですので、よろしくお願いします。

教育政策課長

私も実際に自分の子供を育てるときに、ちゃんとおしめの手当もしましたので、その辺のことは重々承知しております。

木島委員長

ほかに。

ほかに御質問がなければ、次に報告四について御質疑のある方はどうぞ。

これは、今回中学校教科用図書採択に関する、ある意味ではスケジュールの予告ですね。

はい、どうぞ。

教育指導課長

確かにスケジュールの確認という、そういう要素も大変入っておりますので、よろしくお願いいたします。

木島委員長

この日程だそうですので、御質問はございますか。

櫻井委員

よく読めばいいのですけれども、そうしますと一番早く教育委員会に答申が上がってくるのが。

教育指導課長

七月十五日の臨時教育委員会で答申を受ける形になります。よろしくお願いいたします。

櫻井委員

その前七条は。

〔「それも十五日だと書いてあるね」の発言〕

櫻井委員

わかりました。

木島委員長

よろしいでしょうか。ほかに御質問がなければ、次に報告五について御質疑のある方はどうぞ。

これは、そうしますと、中学校の選択制度はうまく行って、補欠も繰り上げて、全部円滑にいったということですね。

学校運営課長

資料を見ていただきますと、二十六人中十九名ということですので、七名の方についてはまだここの段階では繰り上がっておりません。その七名につきましては、このうちの三名は指定校変更の申請をなさっておられます。お一人は辞退の御希望がありまして、後の三名は指定校変更の申請すらされておられませんので、あとの三名の方及び指定校変更の申請をなされた方についての対応を、次週行います審査会の方で対応していくというふうになります。

木島委員長

よろしいでしょうか。ほかに御質問がなければ、次に報告六について御質疑のある方はど

うぞ。

はい、どうぞ。

櫻井委員
教育環境
整備課長
木島委員長

各学校から積極的に提案があるのでしょうか。

こちらが提案書を出してもらおうとうことではございますが、各学校から積極的に提案がございませう。

一応はうまくいっているという報告はあるのですか。経過報告というか、結果報告というか。はい、どうぞ。

教育環境
整備課長

結果報告は特にないのですが、環境土木部の事業なので環境土木部が現場対応をしているのですが、我々としても時節に応じてやっている場合の方を学校から情報収集しております。

木島委員長

大久保小学校のホタル舎新設と書いてありますけれども、ホタルはうまくいったのでしょうか。

教育環境
整備課長

ホタル舎の方はうまくいっているようでございます。

木島委員長

そうしますと、ほかの小学校にもいいことですね。そのノウハウを教えてくださいのがね。

教育環境
整備課長

ホタルの方も出て、それで地域にも開放して、ホタルを見る会というのをやったという実績もございませう。

木島委員長

そうですね。あれは大変だろうと思うのですよね。

熊谷委員

これは、二十三区の中でもこれだけ思い切り全校にやっている例はないのではないのでしょうか。これはだから、形としてはもちろん環境土木部のお力もというか、そういうところの努力もあるのでしょうかけれども、基本的には区長が英断をして、新宿区の教育環境をよくするために、それと同時に新宿の町全体を緑で美しく整えるためにということで、学校だということで、特別に予算を五カ年をつけられたというふうに聞いていますので、教育委員会としても、今お聞きしたら、成果はかなり着実に上がっているということですから、全都とかあるいは日本の国とか、場合によっては世界にも発信していけたらどうですかね。

十七年でちょうど3年目ですよね。十五年ですから。五カ年でこれくらいよくなるということで、それは応援を得るために、五カ年が終わってからでは遅いので、多分三年目ぐらいの来年度ぐらいから少し積極的にPRをしていけたらいいのではないかと思いますし、教育委員会というのはすごくいいことをやっているのだということ。そうでなくて

も今は教育に対して変に厳しい。国がゆとりに対する批判とか、あるいは国会でも余りにも教育に関して、余り知識のない人が何となく意見を言っているようですから、現場の学校での教育というのは非常に重要ですけども、そうではなくて市とか区が一体となってやっているのが本当の教育だと。環境づくりが教育だというようなことで、積極的にひとつ発信していただけたらと思います。よろしくお願いします。

教育政策課長

パブリシティといいますか、報道機関等に提供するということはございます。例えばどここの小学校でしたか水田の稲作をやったとか、個別には広報課、また私どもを通じて出しているのですけれども、今回の委員のおっしゃるように、三年目に入りましたので、こういうふうに計画的に、また組織的にやっているのだということで、報道機関の方に提供していきたいというふうに考えております。

熊谷委員

新宿区は小・中学校全部やるのだと。だれかにそのポンチ絵でも書いてもらって、新宿区の小学校とか中学校が全部緑になっている、そういう絵をつくっていただいて、そのくらいの予算はあるのではないですか。ぜひ教育委員会としても、新宿としてもやられたらいいのではないかと思いますけれども。

実際には、いろんなところ、荒川区とか方々でちょこっとした屋上緑化とか、そういうのはニュースが出るのですけれども、区全体でやっているというのではないかと思います。できるところがやっているという、そういうニュースでも結構話題ですから全区を挙げてやるということは、そうでないとほかの区でやられたら非常に歯がゆい思いをします。

木島委員長

そうですね。森前総理のアヒルの話だけではないのだと。カルガモが来ても、カルガモの子供があそこの池では飲まれてしまったわけでしょう。だから、本当にホタルのところかうまくいっていけば、これはもう大したものだと思うのです。あれは大人がやっても大変なのでしょう。

熊谷委員

ちょうどいいぐあいに、小学校とか中学校というのは、区の中にうまく均等にばらまけていますから、そこを全部緑でつなげるということは、基本的には非常にすばらしいことなので。余計なことばかり申し上げて申しわけないのですけれども、学校をそうやって緑化して、区長は街路樹を言われていますね。そうすると、学校も全部屋上緑化なり校庭緑化をして、そして別途土木では街路を全部つなげると。そうすることによって緑の街ですばらしい環境をつくるというのを、もう少し区長をフォローされたらいいのではないかと思いますので、次長、よろしく願いいたします。

木島委員長

そういうのを環境土木とやるって、少し特殊みたいな感じですね。

そうなのですね。例えば落合第二小学校で、雨水の貯留タンクと書いてありますね。これは、話で聞いたところでは、落合のいわゆる水道浄水装置、汚水処理場のことですがけれども、あの水をよくまちの街路樹にまくといいというのでまいていると枯れてしまうのだそうですね。どうしてかということ、いわゆる消毒薬だけが濃く残ってしまって、水が全部あれしてしまうから枯れるというので、これから余り使えない。だからそういうために水田をつくと、そこにためる水をむだにしたくないから雨水の貯留タンクを欲しいというわけですね。だから、それぞれ非常にやっていることに対して、それに足りないものを請求して、実際に非常に水田というか、こういう形で稲作をやっているわけですよ。そういうことというのは表に出さないと、やはりはっきりわからないですよ。

そういうことで、大いにPRに使っていただきたいと思います。

ほかに御質問がなければ、報告七について御質疑のある方はどうぞ。

これも、合同の校歌ができたなら、また聞かせていただくということでもよろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告八について御質疑のある方はどうぞ。

これはまた、音楽が非常に新しいタイプの校歌かなという感じで、非常にいい校歌だろうと思います。

報告事項

報告九 その他

木島委員長

ほかに御質問がなければ、本日の日程で「報告九 その他」となっていますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長

本日はございません。

木島委員長

それでは、報告事項は以上で終了といたします。

次に、協議に入ります。休みはとる必要はありませんか。

では、暫時、十分間休憩といたします。

〔休憩〕

協議事項

協議一

「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」について

木島委員長

それでは、次に協議に入ります。

それでは、「協議一 『児童生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度協定書』について」、事務局から説明をお願いします。

教育指導課長

それでは、ただいまの件につきましてお願い申し上げます。資料は三種類ございます。それに基づいてお話しをさせていただきます。

この相互連絡制度の協定については、本年度四月に、警視庁からまず都立高校に対してこういう協定を結ぶというふうなお話がございます、あわせてぜひ区市町村立学校においても協定をお願いしたいという御依頼を受けてきたところでございます。

昨今、私がここでお話しするまでもないこととは存じますが、一言申し上げれば、やはり東京都内における児童生徒の非行や、あるいはいろいろな想像もつかないぐらいの子供の生活環境の難しい部分、もろもろを考えたときには、いわゆる関係諸機関と適切・的確に連携していくという上では、警察との連携は欠かせないものだという認識でございます。

ということではありますが、ただ、一方でこれは個人情報保護条例が非常に密接にリンクしているというか、バッティングしているというふうな状況もございまして、本区の教育委員会事務局としては慎重に検討を重ねてきているところでございます。

状況と申しましては、二十三区の中ではこの協定をまだ結んでいないところは、本区新宿、あるいは北区、足立区の三区ぐらいというふうに聞いておりますが、全く手つかずのままということではなく、とにかく保護条例をきちんとクリアーできるような形でやっていくことが大事だろうということで、慎重に対応してきたという経緯がございます。あわせて、市部の方でも七市ぐらいが残るところでありますし、生徒の健全育成、もっと言えば子供の安心安全、命を守っていくという、そういう意味も含めて、この協定は極めて大事なものというふうな認識でございます。

本日は、教育委員会にお示しをさせていただいているいろいろのご意見を伺い、できるならば、というかぜひ、五月に個人情報保護審議会がございまして、そこで検討していただきたいと。そして協定にもっていききたいという、そういう目途でございます。

それでは、まず協定書でございますけれども、今、目的第一条から関係したことは、私が冒頭でお話ししたようなことがそこに第一条、第二条、第三条等々書いてございます。第五条では、そういう相互連絡をした場合、どういう内容が警察から学校への連絡事案になっていくかというふうなことが、アならば逮捕事案、つまり在籍する児童生徒が逮捕さ

れたとか、イグ犯事案というような形で示されております。その他、ウとあります。

ただ、ぐ犯と言いましても、深夜徘徊も虞犯になりますし、もちろんこういうはやりの言葉は使いたくはないのですが、プチ家出というような言葉もあって、家に連絡しないまま一週間、十日外泊して家に戻らないと。携帯電話があるので保護者との連絡はつながっている、こういうのをプチ家出などと言いますけれども、これなども私はぐ犯と思えますが、ただ、こういう協定書の示し方だけではいろいろと拡大解釈されて、いわゆる個人情報との兼ね合いで難しいものがあるのではないかとということで、あわせてガイドラインを作成する必要があるという判断で、本日、そちらの方も用意させていただいております。

協定書の案では第八条のところですが、適正な情報管理ということでそこだけ見ますが、「第八条 相互に提供された情報については、個人に係わる情報であり、児童・生徒の健全育成の観点から、関係機関は当該情報の秘密保持に努め、本協定の趣旨を逸脱した取扱いは厳にこれを禁ずるものである等々」と。二には、「乙及び学校は、本協定に基づく連携を実施するに当たり、新宿区個人情報保護条例を遵守し、個人情報に関し適正な収集、保管及び利用を行う」。この辺が一番この協定で大事なところであるうというふうに思っております。

それに基づきまして、ガイドラインを本日お示しいたします。「『児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書』に基づく連携の実施に係るガイドライン」でございます。趣旨、それからこのところは読みたいところなのですが、お時間もあれでしょうから割愛させていただきます。

四のところで、連絡の対象事案、（一）警察から学校への連絡事案。ではどういうものを連絡するのかという、さっきのぐ犯というだけでは、何から何までぐ犯でお互いに連絡し合ったのでは、余りにも個人情報保護条例を遵守したことにはならないだろうということで、細かくガイドラインを示しているところでございます。

すべて連絡をする。警察の立場から、これは学校に連絡する事案だということで、すべて連絡する事案。一つは、ア、犯罪少年ということで、逮捕に至るというようなことでございます。それから、先ほどから何回も繰り返してはいますが、ぐ犯少年の事案ということで、「いかがわしい場所に入りますと、将来に犯罪を起こすおそれがあるので、児童相談所等に通告云々」ということですが、ただ、「将来に犯罪を犯すおそれのある者」というのが、ではどの範囲で判断されるのかというところは、まだここで

は十分にわかり切れないところであろうかと思えます。

ほかに、少年育成課長、警察署長が、学校における継続的な指導の必要性を認めた場合に連絡する事案というようなことで、ア、イ、ウ、エというような形になっております。

そして、次のページの裏になりますけれども、では、さらに「上記の学校における継続的な指導の必要性を認めた場合」とは次に掲げるということで、そこだけです。二枚目の四行目あたりから、具体的な例をガイドラインとして示しました。例えば、ウのところ、「触法少年の事案で、悪質で再犯性が強く、社会的な反響が大きな事案の場合」ということで、援助交際、薬物使用、ハイテク犯罪、集団万引き、性非行云々というような例でございます。ほかにもエ、オというふうに続きますので、お目通し願えればということとです。

例えばオのところでは、校外における他校間生徒の抗争というようなことで、これまでもないに越したことはありませんけれども、どこかで目が合って、お互いに虚勢を張り合って、その結果学校間抗争になるという例は必ずしも珍しくないわけですが、まず、起きてからではなくて予防に努めるということになるならば、当然警察が持っている情報を学校が察知して、子供の動向をしっかりと把握しながら健全育成のための指導を行うということも必要ですし、学校だけでは広域にわたってなかなか難しいとか、グループが極めて悪質に徒党化しているということであるならば、これも学校だけで、いわゆる抱え込むということが適切とはなりません。したがって、こういう情報を交換していくということとであります。

真ん中あたりですが、(二)学校から警察署への連絡事案ということで、連絡する事案がにまとめてあります。は、連絡しない事案で、例えば連絡する事案の中ではアとして深刻な暴力、刃物を使った障害などまとめてございます。の連絡しない事案でありますけれども、例えば学校内の組織の対応で問題行動の解決が図られる事案。例えば、いじめはもちろん決して許すべきではない人権を侵害する行為ではありますが、学校の先生たちが組織的に対応することで解決できるだろうと。こういうことまでも警察に連絡はしないという例で、この辺にまとめてあります。

例えば、授業妨害も難しいところがありますけれども、授業妨害に至る原因とか理由を考えていったときに、そのお子さんのメンタル面であるとか、あるいは授業そのものが稚拙であるために子供が興味を失っているということも当然考えられるわけで、そういう理由なども考えたときに、授業妨害をしているから、はい、警察というようなことは言って

いないという、そういうまとめ方でそこに取りまとめた次第でございます。

次、三ページ目に入りますけれども、では、連絡の範囲はどこまでかということでもとめてあります。当然、警察から学校にいただく連絡の中には、児童・生徒の氏名や性別、年齢、学年、住所、電話番号、保護者名、そして事案の概要ということで問題行動の種類とか発生日時、発生場所、発生の状況、警察のとした対応と。ウでは、「対象事案に係る児童・生徒の健全育成に資するため、少年育成課長または警察署長が必要と認める事項」というような形でございます。

それから、学校から警察に連絡をせざるを得ないという判断をしたときには、同様に、アのように氏名・年齢等、事案の内容、そしてウ、校長が必要と認める事項で、学校生活の状況であるとか、教育指導、生活指導の状況であるとか、交友関係とか家庭状況ということでございます。

次のページで、ですから、個人情報のやり取りとなっていくわけでございます。そこで、いわゆる個人情報の保護条例には、本人同意が原則でございますので、当然こうした情報を外部機関に提供するというのであれば、本人同意を原則としているところであります。ただ、こうした犯罪にかかわっているようなことでありますと、児童・生徒本人に連絡、あるいは保護者に連絡するということで、円滑な解決が逆に阻害されるようなことも起こりかねません。あるいは、そうした情報が提供されたことで、私がこんな言葉を使うのはちょっと不謹慎かもしれませんけれども、例えば連絡を取り合って証拠とか状況とかを隠滅するとかという形に入ったときには、適正な状況がとれなくなるであろうというようなことも含めて、本人同意をとれない、あるいはとることによって円滑な解決が阻害されると判断されることが当然考えられると思われまふ。その際に、学校と警察が全く自由に行っていくということではまずいわけですし、理想を言えば個人情報保護審議会にかけてということですが、限られた回数の中でそれを待っているのは事件はどんどん発展してしまうわけです。

ということで、項目で十一でございます。記録の作成及び報告ということで、例えば警察から連絡を受けたものを、全く学校にとめ置くということではなく、きちんと受けた情報を記録し、記録したものは最終的に新宿区教育委員会の教育指導課長に提出し、教育指導課長は相互連絡制度の運用状況についての的確に把握し、必要に応じて校長に対して指導、助言を行うと。適切な運用を確保するというところでございますので、当然情報の保護とともに、必要によっては学校がとめ置いているものも保護者等に連絡をして、保護者とも

にきちんと連携をとるといような指導を行う必要があったりとか、そんなようなことを想定しているものであります。

あわせて十二番、学校における個人情報保護の適正な管理ということではあるのですが、(二)を読ませていただきます。「警察からの連絡及び警察への連絡の内容については」、この「警察への連絡の内容については」というところもそうなのですが、「原則として当該児童・生徒及びその保護者に知らせ、事実確認を行う」と。これが原則でございます。こういうことが起こり得ているようですけれども、御存じですか、どうなのでしょうかとこのところでございます。

ただし、「ただし、当該児童・生徒及びその保護者に知らせることにより、当該児童・生徒及びその保護者との信頼関係が損なわれ、適正な指導に障害が生ずると認めるときはこの限りではない」。これは今私が御説明したところですが、その後ですが、「校長は、ただし書きに該当すると認めるに当たっては、教育指導課長と協議し、その承認を得なければならない。」ということで、僭越ではありますが、審議会に諮っている間がないといようなことがあっても、全く自由勝手に往来をする、情報を交換するということではなく、教育委員会をきちんと経由させ、教育委員会の指導、助言や監督を受けるとい形で個人情報の保護に厳正に管理に努めていきたいというねらいがこのあたりに示されているところでございます。

あとは、その場合どのような形で記録をとるのだといような、フォーマットといひますか様式をつけてございます。また、三種類目の別紙には、審議会にかけた場合のときの様式をお示しして、およそこういう内容での御報告の取り方ということでありませう。よろしくお願ひいたします。

木島委員長

説明が終わりました。御意見、御質問があればどうぞ。

はい、どうぞ。

内藤委員

今の社会情勢といつか、現に起きていることに対していろいろ対策をとらなければならないといのは当然のことなのですが、ちょっとこれを読んだだけでもいろいろ問題があると思ひますのは、一つは警察から学校への連絡、例えば逮捕などしたら当然今までも連絡していると思ひますが、違ひますか。

教育指導課長

連絡は、通常はあろうかと思ひますけれども、個人情報の視点から言えば、必ずしも適正でなかったと判断せざるを得ないこともあるかと思ひます。それから、同様に学校から生活指導上の課題といことは、個人情報とかそういうことではなくて、今、学校がこう

いう重たい課題を背負っているのだということも、警察の少年係に御相談するものなのですが、少年係はいわゆる子供の健全育成を目的としている警察の部署ですので、逮捕したりとかということではございませんで、非常に学校のそういう生活指導に親身に相談に乗ってくれる部署でございますけれども、ただ、個人情報ということで、ここに書いてあるような形で名前とかいるんなことを網羅的に提供するということは、条例の視点からすると、やはり今までが若干問題があったと言わざるを得ないと受けとめております。

内藤委員

今のお答えではよくわからないのだけれども、つまり、警察から学校への連絡事案ということで、小学校でも中学校でも在校生が、少年の場合だから逮捕というのは適当ではないのかもしれないけれども、警察官に検挙された場合に、学校に連絡がないということがあるのですかね。

教育政策課長

これにつきましては、これまでも警察と連携をとっておりますので、通常は連絡があるというふうに思っておりますけれども、内容によりましては学校とは特に関係ないのではないかとということがいろいろございます。ただ、今回につきましては、今までは特に法令等で規定されて報告、連絡があったというわけではございませんけれども、今回はこの協定書に基づいてきちんと連絡していただくということで、協定を制定していくというふうな考え方でございます。

内藤委員

それで、実際の運用で恐らく問題になると、問題になるという言葉でいいのか、この八だと思うのです。「警察からの情報提供の要請」。これは具体的にどういうことを想定しておられますか。

教育指導課長

警察から情報提供を求められた場合ということですが、考えられることでしたらば、ある区内に本区の児童・生徒とおぼしき人間がたむろしていて、なおかつたむろしているだけではなくて、犯罪に組織的に加担しているようだと。学校もほとんど特定できるので情報提供を求めたいということで、例えば所属する学年であるとか名前であるとか、そういうことまでわかっているということは、警察がそれ相当の捜査を進めて確証を得ているというふうに判断されますので、この協定を結んだ場合には、御提供していくということになるかと思えます。

内藤委員

そうすると、その場合の十二の ですが、「原則として当該児童・生徒及びその保護者に知らせ、事実確認を行う」と。つまり、警察がこういうことを知りたがっていますよということを、当該児童・生徒及びその保護者に原則として知らせるわけですか。

教育指導課長

原則は、警察からそういう情報を得たというので、お子さんがこういう状況であるかとい

うことを、本人同意が必要ですので知らせるということでありまして、そのただし書きがあるように、知らせることによって、例えばこのようなことが考えられます。子供たちが徒党化し、グループをつくっていて、学校の担任からおれたちのことを親に連絡があったぞと。自分たちが今やっていることはどうも警察にばれているという形になれば、正直に法に従って指導を受けようという子供もいれば、自分たちのやっていることについて何らかの形で隠したりしようという行為も考えられます。そのときに、後者の方の行動をとると考えられるようなとき、それは平素の子供たちの言動で教師は判断できると私は思います。

それは最終的には校長が判断し、さらに教育委員会にも連絡をとりながらということになりますけれども、平素の子供の言動で難しいというときには、保護者と本人同意をとらないで連絡を取り合うという、そういうことでございます。

内藤委員

警察がこういうことを聞きたがっているよと言え、そのことで抑止効果にはなると思いますがけれどもね。これはやばいというか、ちょっとこれはやり過ぎだというふうに、児童・生徒の方も思うと思うけれども、やはり警察が情報提供を求めるという場合に関して、少し枠組みをつくっておかないと、警察から情報提供を求められた場合、もちろん校長先生が判断されるということはあるのですが、いきなり「警察から情報提供を求められた場合」というふうにしておくと、警察は何でも知りたがるということになりかねない。もうちょっとこれは。

一方、警察は捜査中の情報は出さないという枠があり、警察の方は守られているわけですから、学校の方の情報提供に関して、ちょっと今すぐどういうふうにとお思いつきませんが、警察の情報提供を求めるという行動に対して、何か枠をかける必要があるのではないかと思います。

あとは別のことですので、その点でどうぞ。

教育指導課長

答弁ではなくて、むしろご指導いただきたいこととありますが、今の件について、(二)学校から警察署への連絡事案ということで、連絡する事案としてア、イ、ウ、エ、オというふうに整理させていただいたところであります。今、委員が御指摘の、何でもかんでもということではまずいと思うので、こういうまとめ方をしたのですが、なお具体性に乏しいのではないかとということであれば、この辺は検討の余地がまだまだあるのではないかとお思いしておりますが、事務局といたしましては、例えばイのように、援助交際があるということについてはそういう情報があって、情報だけで警察に流すわけでは当然ご

ざいませので、確たる証拠を学校が得ている場合です。例えば援助交際が目撃されて、その目撃者からの情報とか、友人関係である子が深刻な援助交際で改善の余地がないというような情報があったとしたときに、援助交際ですから援助の相手もいるわけですがけれども、なかなか学校で解決ができないというときには、やはり警察に御相談をしていくという形になると思います。そうしたときに、今お話しのような形で、学校から出ていく情報ということになっていくのではないかというふうに予想がされますが、そういうイメージがここにあります。

内藤委員

だから、それはいいのです。この(二)のそれは、学校から警察署への連絡事案であって、学校は自発的にというかやむを得ずというか、これは警察に連絡した方がいいと判断する事案のことではなくて、私がここで言っているのは、八の警察からの情報提供の要請というのは、こういった援助交際であるとか薬物使用であるとか、ここでそういう事案を個別に掲げることは難しいと思うけれども、警察から情報提供を求められた場合というのは、つまり警察は何でも情報の提供を求めることができるのかという疑問を持たざるを得ないし、対象事案ごとに校長が判断する。その判断した事案について、「必要な限度で情報を提供するものとする」という枠がかかっていますが、警察が情報の提供を求め得る事柄の範囲というものを、ある程度限定しておいた方がいいのではないかと。

教育指導課長

警察からの枠組みの範囲を、もう少ししっかりとという御指摘でございますので、この点についてはより検討させていただきたいと思っております。

内藤委員

それと、もう一つは、過去の事件でも児童相談所との連携の不備が現実にあったと思うのですが、児童相談所との相互連絡に関するガイドラインの必要はないのですか。

教育指導課長

児相は、まさしく児童相談所でございますので、いわゆる犯罪とは関係ない部分もありますので、必要がないというふうに判断しております。

内藤委員

つまり、警察などで問題になるずっと手前の問題だという認識ですか。

教育指導課長

さようでございます。

内藤委員

その点はどうなのだろうね。それは、児童相談所と学校、あるいは地域、家庭との連携というのは、運用で活性化していくというのはもちろん可能だと思うのだけれども、やはり児童相談の段階で、ぐ犯の段階まで至っていると思うけれども、その段階での指導というのが非常に大切だと私は思うのですけれどもね。だから、警察署の協力は現状ではもちろん進めていかなければならないように思いますけれども、同時に、今ある制度の活性化をぜひ考えるべきだと思います。

教育政策課長

詳しくはわかりませんが、児童相談所については、児童福祉法でしたか、そういうものとか法の中においてそれぞれ活動されていると。そういう中でそれぞれ情報交換等の連携がとれるのではないかとこのように考えております。また、新宿区においては、今、不登校児童に対してどういうふうに取り組むかということ、それから児童虐待についてどういうふうに取り組むかということで、関係機関全部そろって一つのネットワークといいますか、委員会をつくってみんなで取り組んでいこうというふうなこともございますので、その中で情報交換等ができるのではないかとこのように考えております。

櫻井委員

私も、警察から今までそういったことがなかったのかなという疑問を非常に感じたのですが、個人情報の流出云々となるとちょっとよくわからないのですが、学校から警察へ連絡あるいは連携してほしいという要請は、最小限度にすべきだと思うのです。警察にお願いするのは、もう本当に最後のときであると思いますけれども、警察から学校へは、どんな細かい事でも情報をもらった方がいいのではないのでしょうか。警察から学校へ。

それによってどうのというのではないのですが、それから先ほど申し上げましたように、個人情報の細かいことまでは要りませんが、自分のところの生徒がどういうちょっとおかしい行動をしているかというのは、把握すべきではないかと思うのですが。

教育指導課長

警察から細かい情報ということですが、実は、これまで区市町村立の公立小・中学校は、生活指導主任と警察との、連絡協議会、略して学警連と言っているのですが、地区の課題であるとか、個々の子供がどうのではなく雰囲気であるとか、子供のたまり場であるとか、警察からはそういう情報を中心にして犯罪の件数とかその課題がどんなふうにあるかとか、そういう事をかなりリアルタイムに情報提供いただいている場がございました。いわゆる学校と警察との連絡協議会、学警連でございます。

最近では、それにスクール・サポーターと言われている警察を退職された方も入っていただいて、学校の登下校のときなどそのスクール・サポーターの方なども自転車で巡回していただいているという。新宿管内には四警察ありますので、四警察に配置されておりますし、そういう方にも入っていただいて登下校の様子で、例えばお宅の生徒さんはあの辺でいつもたばこを吸っているよというようなことがあればということなども含めて、では教員は下校は学区域内をパトロールしてみようかという形で、かなり円滑に、そして個人情報を侵害はしない範囲でできておりましたので、そういう点では警察と学校との連絡とい

うものは、協定とかそういうことではなくてかなり円滑にできていたというふうに御理解をいただければよろしいかと思えます。

ただ、犯罪にかかわるといことでありますと、警察もなかなか学校に聞く部分というのは、捜査中のことだと難しいので、そういう点では余り学校と警察がそういうことでやり取りをするということにはなかったのではないかと思えます。

内藤委員

やはり警察が知っていて学校が知らないということは避けた方がいいと思うね。その逆は一向になんて言うと暴論だけれども、やはり学校というのは、児童・生徒にとってホームベースですからね。警察が知り得たことは学校に通報するというのは当然の、むしろ警察の義務だと思いますけれどもね。

それが、これによって警察から報告されるようになれば、それは結構だと思いますが、その点どうですか。個人情報と言われるけれども、警察が学校に通報して、何か個人情報保護に触れるということが、どんなケースがあるかちょっと考えにくいのですが。

教育指導課長

委員、御指摘のように、警察が知っていて学校が知らないというのはまずかろうというのはそのとおりでございます、普通、教育委員会も学校には次のように指導しているわけです。やはり適切な関係機関と適切に連携をとるということで、先ほど申し上げました学警連は一つの公の会議でありますから、そこで個々のやり取りをするときには、いろいろな犯罪傾向であるとか、学校も自分の学校あるいは学区域で抱えているようなこと、あるいは他校間トラブルがあったとすれば、その他校間トラブルの概要などを報告するということです。特定の個人に絞って情報交換するというのではなく。

また、お互いにそれぞれプロですから、その概要を知ることで正確な動きなどが理解できるということもございます。あわせて、生活指導主任がおりますので、その生活指導主任が校長にかわって長期休業中の前に少年係をお尋ねして、いろいろな具体的な御指導を仰ぐとか、あるいは長期休業中の後に何かその学校にかかわっていることで問題のことがなかったかとか、個々に関するようなこと、別にA君、B君で十分話はわかるわけですから、個人情報というよりは、大変なことが起きているのに学校が全く知らないとかということのないように、学校をそういうふうな指導をしているとともに、さらにそういうことでこれまでフットワークよくやっていくということが大事だというふうに考えてございます。

熊谷委員

これは、全くの質問と意見と半々で申しわけないのですけれども、甲が警視庁で、乙が新宿区教育委員会ですか。協定書を見ているのですけれども、つまりここに今内藤委員の言

われたような、そもそも本質的な問題というか、いろいろな原因があって、協定書の頭は児童・生徒の健全育成と書いてありますけれども、実際にその下を見ると警視庁が甲になっていて、中に「東京都における児童・生徒の非行及び犯罪被害の防止」、これが先に来ているのです。健全育成というのは後に来ている、つまりこの協定書自体が警視庁が主体で甲で、各区の教育委員会が乙ということなので、どう見ても警察の方が情報についてできるだけ犯罪防止、非行防止に必要だという、この協定書自体がそういうスタンスに読めるのです。

そこで、それをできるだけ薄めて、対等かあるいはできれば教育委員会としては教育委員会を主体にして、余り教育に警察なりのいろいろな意味でのマイナスの影響を少なくするというのではないかと思うのですけれども、その辺は、結局どちらから出たのですか。警察から出たのでしょうか。そうですね。そうですね。

教育政策課長

先ほど、教育指導課長の方から経過についてお話しいたしましたけれども、たしか東京都と警視庁、東京都の都立高校と警視庁ということで、そういう形のようなのです。それで、区市町村教育委員会でも同様の協定書を結んでほしいというときに、ひな型がこちらの方に送られてきまして、それは最初から警視庁が甲になっているので、ちょっと私どもの方で見過ごした経緯がございます。やはり、あくまでも新宿区の教育委員会が主体となって本来やるべきことかと思っておりますので、これについて、またそれぞれこの作り方について、関係部署と調整してやっていきたいと思っております。熊谷委員のおっしゃるとおりです。

熊谷委員

それで、もしそういうことで、特にそういう縛りがなくて、新宿区として教育委員会が主体に、区としてはもちろん非行の防止も協力するけれども、健全育成を大事にいくということで、あるいは他区の事例もあるでしょうから、それでこれをもし甲乙を引っ繰り返すだけでもかなり違うのではないかと思います。でも、そういうことは不可能ですかね。

教育指導課長

これまでの経過の中に、今改めて甲乙のことを指摘されて、ああそうだったのだなと私も気持ちが新たに開けたところもあるのですが、実は、これは今政策課長が説明しましたように、警察からひな型が出てきておりまして、個人情報との関連で非常に難しい部分があるなということで、新宿区としては慎重にならざるを得なかったわけです。

それで、この協定書のひな型をもう少し直せないかということでは随分研究したのですが、結果として直せないというのがございまして、大分期間を要したという経緯がございます。

熊谷委員

これの根拠になっているものが、多分、何かあると思っております。

内藤委員
教育指導課長

既に都立高校とは結んである。

都立高校は、即結んでいったわけですがけれども、各地区はそれぞれ足並みがなかなか。早目に結んだところもあるようですけれども、それはですから個人情報保護条例とか審査会、あるいは審議会を経ないうちに結んだようなところもあるわけですので、それはやはり順序として違うのではないかということで、慎重にやってまいりました。

熊谷委員

私の結論はまだ言っていないのですけれども、私はこのままでいいと思うのです。というのは、もし教育委員会を甲にすると、教育委員会側が警察に協力的に情報を提供するというふうにとられるので、あくまでも警視庁の方から教育委員会に情報の提供してくれという、こういうスタンスの協定書になっているので。

ですから、教育委員会が主体になるということは中身でできるだけ縛りをかけていいのではないかというのが結論なのですけれども、私の言いたいことが通じたかどうか。

次長

今、熊谷委員から御指摘いただきましたけれども、実情といたしましては、都立ももう既に協定を結んでいますし、二十三区の中でも本区を含めて残り三区という状況になっているのです。現実に協定を結ばないということではどういう支障が起こるかということ、例えばの話ですがけれども、去年の例の五歳児の突き落とし事件とかあったわけですがけれども、あのときにも実は、新宿さん、協定を結んでいないと、こういうときになかなかその辺の情報が提供できないのだとかという話も現実にあったですね。

そんなこともございますので、指導課長がやる御説明申し上げたように、非行防止、犯罪予防というような意味から言っても、今のこれだけいろいろと複雑な社会状況の中では、こういうものも必要なのではないかと。逆にこういうものがないとどういう範囲で情報を提供できるのかということもあいまいになってしまうという部分もありますので、きょう、内藤委員初めいろいろ御指摘いただきましたから、学校でございますので、何でもありというわけにはいきませんが、その辺のことを踏まえながら、相手方もいる話なので、その辺の協議もしながら、新宿なりの協定を結ぶという方向で、今後詰めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

木島委員長

そういう今の意見をまた背景にして、これはこのままというわけではなくて、また手を加えるわけですか。

教育指導課長

特にガイドラインの方は、大分御指摘をいただいたところがありますので、もう少し肉づけをしっかりとやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

内藤委員

ほかの区は、さっさと結んだのに何事かと言われるかもしれないけれども、何事かと言わ

れる方がいいことだと僕は思うので、そう警察の言いなりに教育委員会になるはずもないものであって。

全く老婆心で、老人としての懸念の一つは、警察は本人を尋問するときに、学校はこう言っているよというのを使う。まず間違いなく使いますね。君、こういう問題を学校で起こしているのではないかと。先生も君には手を焼いているのだよと。それは当事者に対して非常にショックを与えたいと思いますね。つまり、学校の情報がもう警察に渡っているのだというね。それは警察も少年犯罪のベテランであれば、そういう少年の心理というのをわかっていると思うけれども、そういう運用というのはいやめなければいけない。そのところを、警視庁を甲とする協定書でそれを入れるのは難しいけれども、ガイドラインで学校情報というものは警察はみだりに使用しないということは、絶対に入れておくべきだと思いますね。

熊谷委員
内藤委員

警察は捜査協力を求めているのです。

そうですね。だから、捜査協力に加担しないように。加担せざるを得ない場合も当然あるのだけどね。

熊谷委員
内藤委員

それはどういう場合か。

当然あるのだけれども、だけれども恣意的に情報を使わせないということだね。警察に恣意的に使わせない。

熊谷委員
教育指導課長

そうですね、そう思います。

今、いろいろと大変御参考になる御意見で、ガイドラインをさらにきちんと骨格を確かにしていくというお話をしたところですが、さらに今のお話なども聞きまして、このでき上がりましたガイドラインを関係の警察にきちんと示して、御理解をいただいていくということが極めて大切ではないかと思っておりますので、単に新宿の四警察ということではなくて、このガイドラインは基本的には校長がしっかりと管理できなければいけないわけですので、結局のところ学校にこのガイドラインの趣旨やねらい、あるいはこの教育委員会でいろいろと御指導いただいた内容の熱い思いというか、御心配をしっかりと伝えていくことが大切だと思いますので、その辺については学校に対しても指導の徹底を、関係警察に対しても御理解を十分いただくように、このガイドラインの趣旨、ねらいを周知したいと思っております。

木島委員長

以上ですが、ほかに御質問、または御意見は。

ほかに御意見、御質問がなければ、協議は以上で終了いたします。

閉 会 午後五時十四分閉会

木島委員長

本日の教育委員会は以上で閉会といたします。どうも御苦労さまでした。